



「24協定」って何ですか？

労働基準法第24条を指します。労基法第24条では「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と定めており、毎月の賃金は全額払いが原則となっています。その一方で、賃金からいわゆる「天引き（賃金控除）」できるものが2種類あります。

一つは法律で「天引きしてもいいよ」と定められているものとして、所得税や地方税、社会保険料（健康保険や厚生年金）などです。これらは本人の承諾がなくても天引きすることができます。

もう一つは、会社と労働組合との間で「労使協定」を結べば「天引き（賃金控除）」ができる」というものです。具体的には「組合費」「共済の掛け金」「労働金庫等金融機関への返済金等」があげられます。

もちろん、私たち東日本ユニオンも会社と覚書（協定）を結んでいますので、職場などで「賃金控除依頼書」を提出すれば、天引き（賃金控除）ができるようになっています。



組合で保険などはやっていますか？

私たち東日本ユニオンには2種類の共済制度があります。

一つは交運共済に加盟しています。（加入者数は全国で約18万人。JR内で唯一、厚生労働省の認可を得ており、組合員と家族の安心と生活をサポートしています）代表的なものが「総合共済」で、掛金は月1,000円です。この総合共済に入ると、結婚すれば5万円が給付され、出生（3万円）、小学校入学（1万円）などの他にも、傷病や死亡時にも対応しています。また、総合共済以外にも「火災」「地震風水害」「交通災害」などの各種共済があり、安い掛金でサポートしています。

もう一つは「ふれあい共済制度」です。これは東日本ユニオン独自の組合員福祉制度で、加入した組合員が亡くなったり、高度障害になった場合、残された家族や本人に年金を支払い、支援をする制度です。健全かつ、安定的な運営をすべく明治安田生命と提携しています。

一人で悩まず、東日本ユニオンにご相談下さい！